

「ゴルフ場利用税」の廃止を求める決議（案）

我が国では、消費税創設（平成元年）の際、パチンコ場やボウリング場等の娯楽施設利用税が廃止されたが、ゴルフについては、担税力のある裕福な者が行うスポーツであるとして「ゴルフ場利用税」が新設され、未だに存続している。

ゴルフは、既に国民体育大会の正式種目に採用され、現在、子供から高齢者、障害者まで、国民の約一割、一千万人が親しむ生涯スポーツとなっており、もはやゴルフ場の利用者に特段の担税力を見出すことはできない。

また、ゴルフ場は他の屋外スポーツに比べ格段の行政サービスを受けているわけではなく、むしろ、雇用、資材の購入、交流人口の増加等による地域経済への貢献に資する地域との共存共栄を果たしているものである。

こうした中、あまたあるスポーツの中で、ゴルフ場の利用にのみ課税されることは税の公平性の観点から不当なものであるとともに、消費税との二重の課税による簡素な税制の原則にも反するものである。

ゴルフは、二〇一六年のリオデジャネイロオリンピックから正式競技に復帰することが決定しており、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック開催国として、世界的に類を見ないゴルフのみを狙い撃ちした課税を行うことは恥ずべきことである。

については、今般の税制改正において、「ゴルフ場利用税」の廃止を決定すべきである。
右、決議する。

平成二十六年十一月十四日

自由民主党ゴルフ振興議員連盟

- | | | | |
|-----|----|----|------|
| 顧問 | 会長 | 幹事 | 事務局長 |
| 藤征 | 代 | 幹事 | 局長 |
| 太義 | 行 | 幹事 | 次長 |
| 一太郎 | | 幹事 | |
| 建一 | | 幹事 | |
| 禎夫 | | 幹事 | |
| 弘文 | | 幹事 | |
| 曾根 | | 幹事 | |
| 逢澤 | | 幹事 | |
| 下村 | | 幹事 | |
| 山本 | | 幹事 | |
| 橋本 | | 幹事 | |
| 遠藤 | | 幹事 | |
| 竹本 | | 幹事 | |
| 岸本 | | 幹事 | |
| 萩生 | | 幹事 | |
| 宮澤 | | 幹事 | |
| 大沢 | | 幹事 | |
| 青山 | | 幹事 | |
| 神田 | | 幹事 | |
| 甘利 | | 幹事 | |
| 川崎 | | 幹事 | |
| 高村 | | 幹事 | |
| 額賀 | | 幹事 | |
| 山本 | | 幹事 | |
| 稲垣 | | 幹事 | |
| 塩崎 | | 幹事 | |
| 茂木 | | 幹事 | |
| 小坂 | | 幹事 | |
| 後藤 | | 幹事 | |
| 吉野 | | 幹事 | |
| 小田 | | 幹事 | |
| 原 | | 幹事 | |
| 潔 | | 幹事 | |